

(案)

工事請負契約書

- 1 工事名 宇和島公共職業安定所屋上防水工事及び
広告ステージ撤去工事契約

2 工事場所 宇和島公共職業安定所（愛媛県宇和島市天神町4-7）

3 工事期間 契約締結日から令和7年3月14日まで

4 請負契約金額 金 * * * * * * * * * 円 -
(うち消費税及び地方消費税額金 * * * * * 円)

上記工事について発注者 文山貢担任行為担当官 愛媛労働局総務部長 ノーノーと謂
負者 *** * * * 代表取締役 *** * * * とは、各々対等な立場における合意に基
づいて、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するもの
とする。

この契約の証として、本書2通を作り当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6 年 月 日

発注者	住 所	愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階
	氏 名	支出負担行為担当官 愛媛労働局総務部長 * * * *
請負者	住 所	* * * * * * * * * * * *
	氏 名	* * * * * * * * * * * * * * * *

(総 則)

- 第 1 条 発注者及び請負者は頭書の工事の請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別添の設計図書（仕様書）に従いこれを履行しなければならない。
- 2 この契約に関し、設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、施工方法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、請負者がその責任において定めるものとする。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第 2 条 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質（營繕工事にあたっては均衡を得た品質）を有するものとする。
- 2 請負者は、設計図書において発注者の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 発注者は、請負者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 4 第 2 項の検査に直接必要な費用は、請負者の負担とする。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

- 第 3 条 請負者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責に帰すべき理由によるときは、第 5 条第 3 項後段の規定を準用する。
- 2 発注者は、請負者が第 2 条第 2 項の規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合においては、当該検査及び復旧に要する費用は、請負者の負担とする。

(監 督)

- 第 4 条 発注者は、この契約の履行に関し、発注者の指定する監督職員に請負者の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより次に掲げる権限を有する。
- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成および交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の確認

(条件変更等)

- 第 5 条 請負者は、工事の施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面によりその旨を発注者に通知し、その確認を求めなければならない。
- 一 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。
- 二 設計図書で表示が明確でないこと。
- 三 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。
- 2 前項の事実が発注者請負者間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。
- 3 前項の規定により、工事内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合において、必要があると認められるときは、双方協議の上、工期及び請負代金額を変更しなければならない。

(工事の変更・中止等)

第 6 条 発注者は、必要があると認めるときは、請負者に対して書面による通知により工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を、一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

2 工事若しくは請負代金額の変更又は前項の負担額は、双方協議の上、定める。

(請負者の請求による工期の延長)

第 7 条 請負者は、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、双方協議の上、書面により定めなければならない。

(一般的損害)

第 8 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害は請負者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 9 条 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、請負者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害が生じたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、請負者がこれを負担する。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について、第三者との間に紛争を生じた場合においては、双方協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第 10 条 請負者は、工事が完成したときは、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に請負者立会いの上、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を書面により請負者に通知しなければならない。

3 発注者は前項の検査によって工事の完成を確認した後、請負者が引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならぬ。

4 発注者は、請負者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に当該工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、請負者は直ちにその引渡しをしなければならない。

5 請負者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなし、前 4 項の規定を適用する。

6 発注者又は検査職員は、第 2 項の検査にあたり、必要があると認めたときは、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する経費は請負者の負担とする。

(請負代金の支払)

- 第 11 条 請負者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面により請負代金の支払を支出官愛媛労働局長（以下「支出官」という。）あて請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者が、その責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査しないときは、その期限を経過した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合においてその遅延滞日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(支払遅延利息)

- 第 12 条 甲は、自己の責めに帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額に対し、年2.5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第 13 条 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 請負者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ）のうち第2条第2項の規定による検査に合格したものをして第三者に譲渡、貸与及び抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第 14 条 請負者は、工事の全部もしくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の制限)

- 第 15 条 請負者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務のない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（請負者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。
- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、請負者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができます。
- 一 請負者と直接下請契約を締結する下請負人（次のいずれにも該当する場合）
- イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合、その他特別の事情があると発注者が認める場合
- ロ 発注者の指定する期日までに、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号の届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を請負者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人（次のいずれかに該当する場合）
- イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合、その他特別の事情があると発注者が認める場合

(案)

- 口 発注者が請負人に対し、確認書類の提出を求める通知をした日から
30日以内に、確認書類を請負者が発注者に提出した場合
- 3 請負者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約金として当該各号に定める額を発注者の指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかつたとき又は請負者が同号ロに定める期日までに確認書類を提出しなかつたとき
　　請負者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、請負者が同号ロに定める期日までに確認書類を提出しなかつたとき
　　当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

- 第 16 条 請負者は、請負者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 2 前項の規定は、本契約の工事に係る委託先、下請負人についても同様とする。

(工事目的物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第 17 条 発注者は、工事目的物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内にその旨を請負者に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、請負者はこれに応じなければならない。なお、発注者は、請負者に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
- 一 発注者の選択に従い、発注者の指定した期限内に、請負者の責任と費用負担により、工事目的物を契約の内容に適合させること。
- 二 直ちに代金の減額を行うこと。
- 2 発注者は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、請負者に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 請負者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(履行遅滞の場合における損害賠償金等)

- 第 18 条 請負者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完了することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込のあるときは、発注者は、請負者から損害金を徴収して工期を延長することができる。
- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から引渡し部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、第11条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、請負者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

- 第 19 条 発注者は、請負者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 請負者の責めに帰すべき理由により、工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(案)

- 二 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
 - 三 第2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - 四 第19条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - 五 請負者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - 六 本契約締結以前に発注者へ提出した、競争参加資格に関する書類について、虚偽の申告が判明したとき。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、工事の出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、請負者は請負代金額の100分の10に相当する額を、違約金として発注者の指定する期日までに支払わなければならない。

(請負者の解除権)

- 第20条 請負者は各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。
- 一 第6条第1項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第6条第1項の規定による工事の施工中止期間が、工期の10分の5を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完成した後、3か月を経過してもなお中止が解除されないとき。
 - 三 発注者が契約に違反し、その違反により工事を完了することが不可能となったとき。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第21条 発注者は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 請負者又は請負者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（請負者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 請負者は、本契約に関して、請負者又は請負者の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第22条 請負者は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、発注者の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(案)

- 一 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 請負者又は請負者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198号又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 請負者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第 23 条 請負者が、前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、請負者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 24 条 発注者は、請負者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 25 条 発注者は、請負者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 26 条 請負者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(案)

2 請負者は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 27 条 請負者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようしなければならない。

2 発注者は、請負者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 28 条 発注者は、第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより請負者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 請負者は、発注者が第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 29 条 請負者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(秘密の保持)

第 30 条 請負者は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(紛争の解決)

第 31 条 この契約書の各条項において双方協議の上、定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して発注者請負者間に紛争が生じた場合には、発注者及び請負者は、建設業法による愛媛県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

(仲裁)

第 32 条 発注者及び請負者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第 33 条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて双方協議の上、定める。